

三木義一 『日本の納税者』 岩波新書 2015年

グループ発表の総括

1. 主権者である国民の税制への意識が低下している。
2. 会社側の年末調整で、税務署への申告が不要となり、関わりが減っている。
3. 申告納税の下であるならば、税法をよりわかりやすいものにすべき。 (○)
4. 納付の約束を守らないものと、納付をしたくても出来ない人の区別が難しい。
5. 国境を利用した不合理な租税回避への決定的な解決策がない。 (○)
6. 日本に未だ、納税者の権利をわかりやすく明記した納税者権利憲章がない。 (○)
7. 日本は客観的に見れば、税負担においては軽いものの、重税感に満ち、税を納める恩恵が感じられなくなっている。 (○)
8. 税に対する意識改革も兼ねて、国税不服審判所を独立させ、税金専門の裁判所とし、市民も関与する、提訴しやすい裁判所とすべき。 (○)
9. 軽微な脱税には重加算税、高額で悪質な脱税には租税犯として処罰されるという二段階のシステムであるが、区別の基準が明確ではない。
10. 実際の労働から得られる所得ではありえない不労利得による高額所得者こそ、税を払うべきであるが、軽課措置は必要なのか。 (○)

評価・見解

今の日本の現状として、筆者も述べていた通り、会社側の年末調整により、税務署への申告不要をはじめとし、税との関わりがより減ってきてしまっています。また、国民の多くが「税金はわからない」の一言で片づけてしまっているが、税金を通して、国、社会を変えるためには、主権者であるという自覚をより強くすべきだと思います。主権者である国民が考えるべき税制が、議論のないままに新税が導入されてしまっている現状を変え、義務としての納税から、より主権者が、政治や税制に関わりをもち、自分たちの意思としての払税に変えていくべきだと思います。